

## 信州大学大学院総合理工学研究科工学専攻航空機システム教育プログラム実施要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、信州大学大学院総合理工学研究科工学専攻航空機システム教育プログラム（以下「プログラム」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 プログラムは、これまでの航空機システムの研究・教育や地域貢献の実績を生かし、主に工学分野を基盤として、次世代航空機産業を支える人材を育成することを目的とする。

### (設置)

第3条 プログラムは、工学専攻航空機システム分野横断ユニット（以下「ユニット」という。）に設置するものとする。

### (構成教員)

第4条 プログラムを構成する教員（以下「構成教員」という。）はユニットに所属する者をもって充てる。

### (運営委員会)

第5条 プログラムの企画・運営に関する事項等を審議するため、ユニットに航空機システム教育プログラム運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会に関し必要な事項は別に定める。

### (履修生)

第6条 プログラムの履修資格は、工学専攻に在籍する大学院学生とし、航空機システム分野横断ユニット以外の学生がプログラムの履修を希望する場合は、所定の期日までに別紙様式1により研究科長に願い出るものとする。

### (履修生の募集人員)

第7条 プログラム履修生の募集人員は、若干名とする。

### (履修科目)

第8条 プログラムの履修科目は別表1のとおりとする。

### (修了要件)

第9条 プログラムの修了要件は次のとおりとする。

- (1) 工学専攻各分野の修了要件を満たすこと。
- (2) 別表1の科目より14単位以上を修得すること。

(履修資格の失効)

第10条 退学、除籍又は転学等により工学専攻の学生の身分を失った者は、プログラムの履修資格を失うものとする。

(履修の辞退)

第11条 プログラム履修生が修学上等の理由によりプログラムの履修を辞退しようとするときは、別紙様式2により研究科長に願い出るものとする。

(修了認定)

第12条 プログラムの修了認定は、運営委員会において行う。

2 研究科長は、プログラムを修了した者に、修了証明書(別紙様式3)を交付する。

(事務)

第13条 プログラムの事務は、工学部学務係において処理する。

(雑則)

第14条 この要項に定めるもののほか、プログラムの実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要項は、令和3年4月1日から施行する。

(制定理由)

工学専攻において、航空機システム教育プログラムを実施することに伴い、必要な事項を定めるため、この要項を制定するものである。

## 別表 1

## 航空機システム教育プログラム履修科目

授業科目	単位数	授業形態	配当年次	備考
航空機設計特論	2	講義	1・2	先取り履修 対象科目
航空機力学特論Ⅰ	2	講義	1・2	先取り履修 対象科目
航空機力学特論Ⅱ	2	講義	1・2	
航空機センサ特論	2	講義	1・2	先取り履修 対象科目
構造強度・振動学特論	2	講義	1・2	先取り履修 対象科目
航空機電気力学システム特論	2	講義	1・2	
航空機システム・デバイス特論	2	講義	1・2	
航空機装備品認証・システム安全特論Ⅰ	2	講義	1・2	
航空機装備品認証・システム安全特論Ⅱ	2	講義	1・2	

別紙様式1 (航空機システム教育プログラム履修申請書)

年 月 日

研究科長 殿

学 籍 番 号 :

専攻・分野・ユニット : 工学専攻

分野

ユニット

学 生 氏 名 :

指 導 教 員 :

航空機システム教育プログラム履修申請書

私は、信州大学大学院総合理工学研究科工学専攻航空機システム教育プログラムの履修を希望します。

志望理由

---

---

---

---

---

---

---

別紙様式 2 (航空機システム教育プログラム履修辞退届)

年 月 日

研究科長 殿

学 籍 番 号 :

専攻・分野・ユニット : 工学専攻

分野

ユニット

学 生 氏 名 :

指 導 教 員 :

航空機システム教育プログラム履修辞退届

私は、信州大学大学院総合理工学研究科工学専攻航空機システム教育プログラムの履修を辞退します。

【辞退理由】

---

---

---

---

---

修 了 証 明 書

信州大学大学院総合理工学研究科

工学専攻

氏名

年 月 日生

本学大学院総合理工学研究科工学専攻航空機システム教育プログラムを修了したことを認める。

年 月 日

信州大学大学院総合理工学研究科長

氏 名 印

## 信州大学大学院総合理工学研究科工学専攻航空機システム教育プログラム運営委員会内規

### (趣旨)

第1条 この内規は、信州大学大学院総合理工学研究科工学専攻航空機システム教育プログラム実施要項(以下「実施要項」という。)第5条第2項の規定に基づき、信州大学大学院総合理工学研究科工学専攻航空機システム分野横断ユニットに設置する航空機システム教育プログラム運営委員会(以下「運営委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

### (職務)

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、必要な事項を処理する。

- 一 航空機システム教育プログラム(以下「プログラム」という。)の運営に関すること。
- 二 プログラムのカリキュラムに関すること。
- 三 その他プログラムに関すること。

### (組織)

第3条 運営委員会は、実施要項第4条で定める構成教員をもって組織する。

### (委員長)

第4条 運営委員会に委員長を置き、前条に規定する委員の互選により決定する。

- 2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

### (委員以外の者の出席)

第5条 運営委員会が必要と認めるときは、運営委員会に委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 運営委員会の庶務は、工学部事務部において処理する。

### (雑則)

第7条 この内規に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

### (制定理由)

工学専攻において、航空機システム教育プログラムを実施することに伴い、必要な事項を定めるため、この内規を制定するものである。